

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、

令和6年3月22日指定

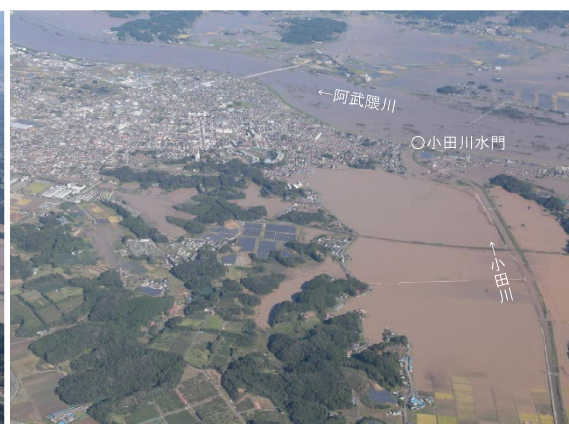
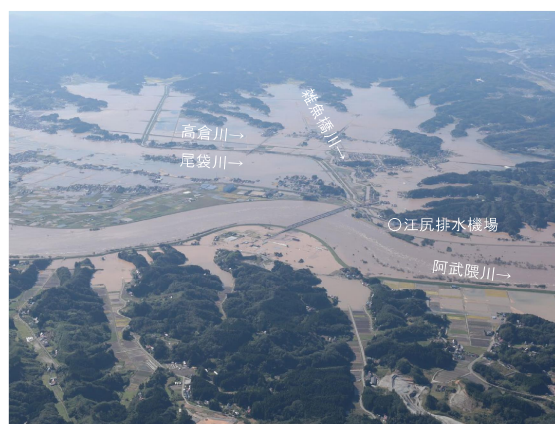
尾袋川・小田川流域を「特定都市河川」

および「特定都市河川流域」に指定しました

阿武隈川水系尾袋川及び小田川流域は、低平地であるため洪水時には阿武隈川の水位上昇に伴い自然排水が困難となります。昭和61年8月洪水、平成元年7月洪水、平成14年7月洪水、平成27年9月関東・東北豪雨、平成29年10月洪水と幾度も浸水被害が発生し、近年も令和元年東日本台風で大きな被害が発生しています。

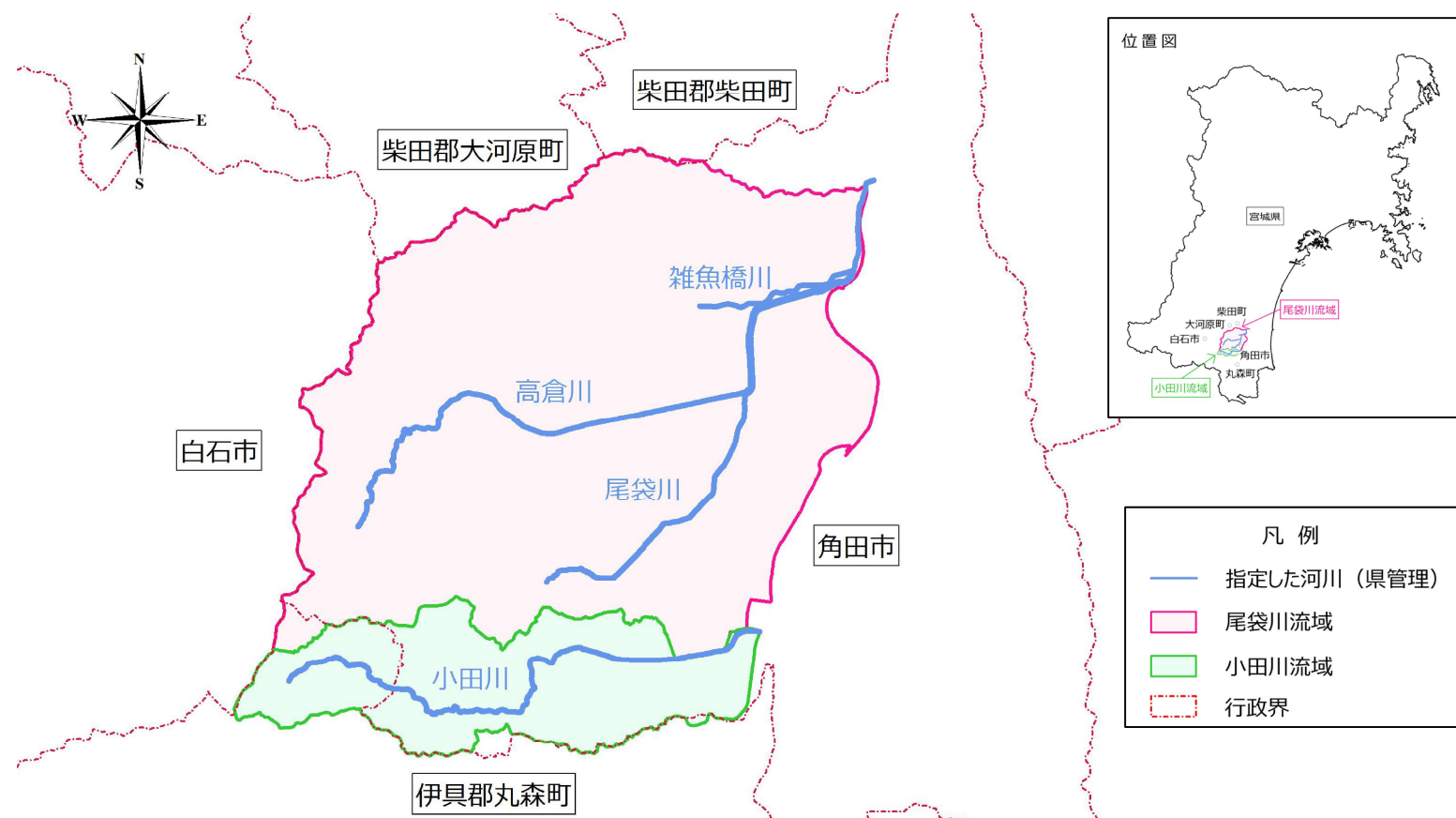
今後、さらに気候変動の影響を受け、水災害のさらなる頻発化・激甚化が予測されることを踏まえ、流域での浸水被害対策を組み合わせ、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の考え方に基づく対策が必要です。

特定都市河川に指定することで、河川整備を加速するとともに、水害リスクを踏まえた土地利用や流出抑制対策等に係る新たな予算・税制等も活用し、流域治水を推進していきます。



令和元年東日本台風による浸水の様子

尾袋川・小田川流域の概要



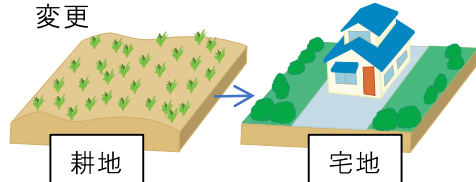
特定都市河川流域で雨水浸透阻害行為を行う際には 流出抑制のための許可が必要となります

許可が必要な雨水浸透阻害行為とは、現在の土地に対し、地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量を増加させるおそれのある行為で、その面積が1,000m²以上のものが該当します。

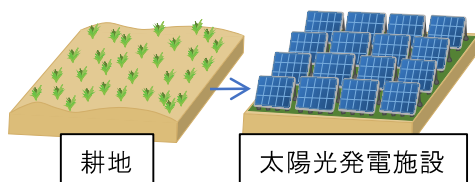
特定都市河川流域において雨水浸透阻害行為を行う場合、宮城県知事の許可が必要となり、行為前の流出雨水量より増加しないよう対策工事（雨水貯留浸透施設の設置）が義務付けられます。

■対象となる行為（雨水浸透阻害行為）の例

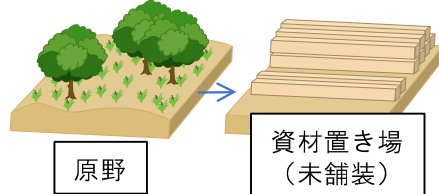
1. 「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



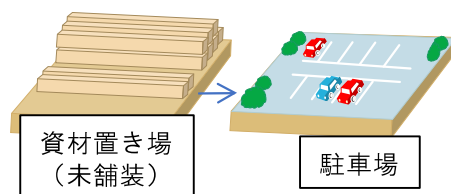
2. 「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置



3. ローラー等により土地を締め固める行為



4. 土地の舗装（不透水性の材料で覆うこと）

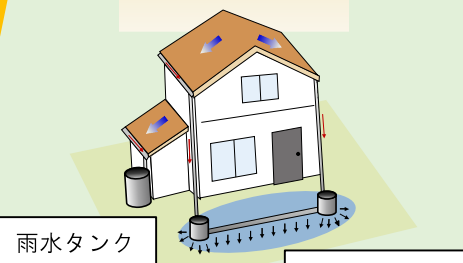
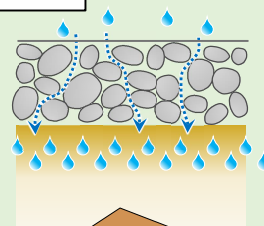


「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場
「宅地等以外の土地」：山地、林地、耕地、原野等（注：太陽光発電施設は宅地に該当）

■対策工事の例

雨水を貯留・浸透させる対策が必要になります

透水性舗装



雨水浸透阻害行為の許可申請フロー

特定都市河川流域内で、事業の規模は1,000m²以上ですか？

特定都市河川流域の詳細図は、宮城県河川課のホームページでご確認ください

Yes

No

事前協議が必要

【確認事項】

- ・ 現在及び計画の土地利用、土地利用毎の面積
- ・ 雨水浸透阻害行為の面積算定 等

【必要書類】

- ・ 宮城県河川課ホームページよりご確認ください

事前協議は不要

ですが、
雨水流出抑制の努力義務があります
（特定都市河川浸水被害対策法 第40条）

雨水浸透阻害行為の面積は1,000m²以上ですか？

Yes

No

雨水浸透阻害行為の許可申請が必要
（特定都市河川浸水被害対策法第30条）

【確認事項】

- ・ 対策工事 等

【必要書類】

- ・ 宮城県河川課ホームページよりご確認ください

雨水浸透阻害行為の許可申請は不要ですが、
雨水流出抑制の努力義務があります
（特定都市河川浸水被害対策法第40条）

※開発に伴い必要となる都市計画法など、他の法令などに基づく手続きを不要とするものではありません。

問い合わせ/雨水浸透阻害行為の許可申請の受付窓口

